

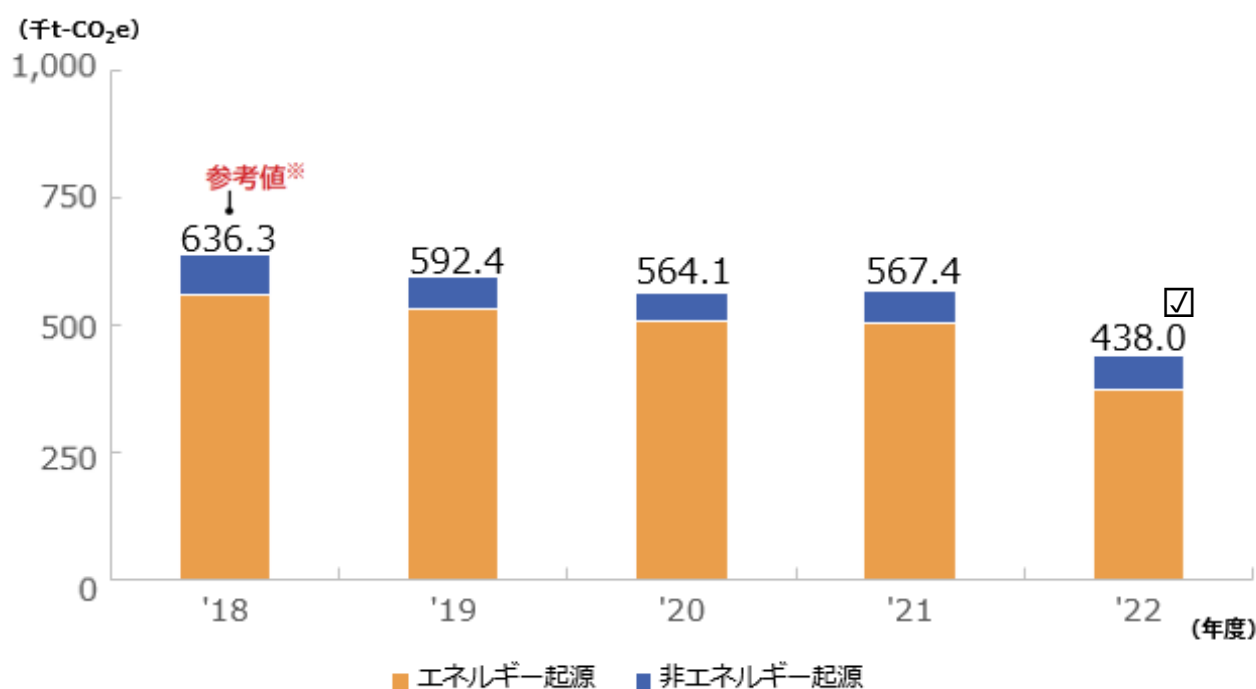
日清紡グループ 温室効果ガス排出量データ 2022

温室効果ガス排出量

日清紡グループの温室効果ガス排出量 2022 年度実績は、438.0 千 t-CO₂e と前年度温室効果ガス排出量比 23%減少しました。エネルギー起源の温室効果ガスは、繊維事業で石炭ボイラーによる自家発電設備を停止し買電へ変換したこと、ブレーキ事業で太陽光・風力・水力発電由来のグリーン電力に、繊維事業で地熱発電由来のグリーン電力に切り替えが進んだことなどにより排出量が大幅に減少しました。

非エネルギー起源の温室効果ガスのうち 84%を PFCs（パーフルオロカーボン類）が占めました。これは主として日清紡マイクロデバイス(株)の半導体製品製造工程から排出されたものです。

温室効果ガス排出量の推移



※ 当社は 2018 年に、決算日を 3 月 31 日から 12 月 31 日に変更しました。これに伴い経過期間となる連結会計年度は、変則的な決算となっています。このため 2018 年度は、当連結会計年度と同一期間の 12 カ月間となるように組み替えた調整後参考値を記載しています。

Scope 別温室効果ガス排出量の推移

(千 t-CO₂e)

	区分		2018 (参考値) [※]	2019	2020	2021	2022
	温室効果ガス排出量	Scope1	(エネルギー起源+非エネルギー起源)	263.4	243.8	246.7	237.9
(エネルギー起源)			187.0	183.1	187.7	173.7	66.7
(非エネルギー起源)			76.3	60.7	59.0	64.2	67.9
Scope2		(エネルギー起源)	373.0	348.6	317.4	329.4	303.4
Scope1+Scope2		(エネルギー起源+非エネルギー起源)	636.3	592.4	564.1	567.4	438.0 [☑]

※ 上記の温室効果ガス排出量の推移グラフ同様の参考値を示しています。

☑を付したデータは、デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による独立した第三者保証を受けています。

【算定方法】

・Scope1 :

エネルギー起源温室効果ガス排出量 = Σ [燃料使用量 × CO₂ 排出係数^{※1}]

非エネルギー起源温室効果ガス排出量 = 非エネルギー起源 CO₂ 排出量 + Σ [CO₂ 以外の温室効果ガス排出量 × 地球温暖化係数^{※2}]

※1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく排出係数を使用しています。ただし石炭は熱量の実測値に基づき算出した係数を使用しており、2022 年度は 1.896 t-CO₂/t を使用しています。

※2 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地球温暖化係数

・Scope2 :

エネルギー起源温室効果ガス排出量 = Σ [購入電力量・購入蒸気量 × CO₂ 排出係数^{※3}]

※3 購入電力は、日本国内は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく電気事業者別の調整後排出係数、海外は電気事業者別の排出係数または入手困難な場合は「IEA Emissions Factors」の最新の国別排出係数を使用しています。2021 年度以前のデータは、「IEA Emissions Factors 2021」の各年の国別排出係数を使用しています。購入蒸気は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく排出係数を使用しています。

【対象組織】

2022年度の集計の対象組織は、当社および連結子会社 99 社の計 100 社です。

環境データの第三者保証

日清紡グループは、温室効果ガス排出量（Scope1, Scope2）の環境パフォーマンスデータの信頼性向上のため、デロイト トーマツ サステナビリティ株式会社による第三者保証を受けています。

独立した第三者保証報告書

2023年6月15日

日清紡ホールディングス株式会社

代表取締役社長 村上 雅洋 殿

デロイトトーマツ サステナビリティ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

代表取締役 長谷友春



デロイトトーマツ サステナビリティ株式会社 (以下「当社」という。)は、日清紡ホールディングス株式会社 (以下「会社」という。)が作成した「日清紡グループ 温室効果ガス排出量データ 2022」(以下「報告書」という。)に記載されている ㊦ の付された 2022 年度の温室効果ガス排出量 (以下「GHG 情報」という。)について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の基準 (報告書の GHG 情報に注記) に準拠して GHG 情報を作成する責任を負っている。また、温室効果ガスの算定は、様々なガスの排出量を結合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質管理基準第 1 号「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、GHG 情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、「国際保証業務基準 3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(国際監査・保証基準審議会)、「国際保証業務基準 3410 温室効果ガス報告に対する保証業務」(国際監査・保証基準審議会)及び「サステナビリティ情報審査実務指針」(サステナビリティ情報審査協会)に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、及び以下を含んでいる。

- ・ 会社の見積り方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手続には見積りの基礎となったデータのテスト又は見積りの再実施を含めていない。
- ・ データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、事業所の現地調査を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、GHG 情報が、会社が採用した算定及び報告の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以上